狭山市「週休２日制モデル工事」試行要領（建築工事）

（趣旨）

第１条　この要領は、建設業の働き方改革を推進する観点から、狭山市が発注する建設工事において「週休２日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）」を試行するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休２日

① 月単位の週休２日

対象期間内の全ての月において４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

② 通期の週休２日

対象期間において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 現場閉所

巡回パトロール（現場閉所日の現場監視のためのパトロール）や保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含めて１日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

(3) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業が無い状態をいう。

(4) ４週８休以上

① 月単位の週休２日における４週８休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。）が、28.5％（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に、４週８休以上を達成しているものとみなす。

② 通期の週休２日における４週８休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5％（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

③ 現場閉所率の算定方法は次のとおりとする。

現場閉所率 ＝ 対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数

（試行対象工事及び発注方式）

第３条　試行するモデル工事は「現場閉所（現場休息）による週休２日制適用工事」とし、工事の種別、規模等を勘案して、発注者が入札公告等で指定する。

２　「交代制による週休２日制適用工事（技術者及び技能労務者が交替しながら４週８休以上の休日確保に取り組む方式）」及び「受注者希望方式（受注者が工事着手前に発注者に対して週休２日に取り組む旨を協議したうえで取組む方式）」は、本試行の対象外

とする。

3　次に掲げる工事は、本試行の対象外とする。

(1) 緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）

(2) 前号に掲げるほか、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）が困難であると発注者が判断した工事

（対象期間）

第 4 条　対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間とする。

2　年末年始休暇（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外として設計図書に明示した内容（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる場合など）に該当する期間は対象期間に含まない。

（現場閉所（現場休息）日）

第 5 条　対象期間中に現場閉所（現場休息）を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。

2　降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）や猛暑による作業不能日も、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

3　現場閉所日（現場休息日）は、現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

（工期の設定及び変更）

第 6 条　発注者は、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき適正な工期を設定し、あわせて、現場閉所（現場休息）の達成状況により必要となる変更契約の手続に要する期間等を考慮し、必要な日数を上乗せして工期の設定をするものとする。

特に新営工事については、(一社) 日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用し、適正な工期を確保するものとする。

2　週休 2 日の確保を理由とした工期の変更はできないものとする。ただし、その理由が受注者の責によらないときは、発注者の受注者が協議のうえ、適切に工期の変更を行うものとする。

（経費の補正）

第 7 条　モデル工事の工事費は、対象の経費に月単位の週休 2 日を達成した場合の補正係数を乗じて積算し、予定価格を設定する。

なお、対象の経費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び補正係数については、『埼玉県営繕工事における「週休２日制モデル工事」試行要領』の規定を準用する。

2　モデル工事の請負代金額は、次条による現場閉所の達成状況確認後、月単位の週休 2 日に満たないときは、通期の週休 2 日を達成した場合の補正係数に変更して算出された請負代金額に減額する変更契約を行い、通期の週休 2 日に満たないときは、補正係数を除して算出された請負代金額に減額する変更契約を行う。

（実施方法）

第８条　モデル工事の実施方法は次のとおりとする。

(1) 発注時

ｱ　発注者は、入札公告等にモデル工事である旨を明示(参考様式 1-1)するとともに、特記仕様書（参考様式 1-2）を添付するものとする。

(2) 工事着手前

ｱ　受注者は、月単位の週休２日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。なお、分離発注工事の場合は、受注者間で現場休息の予定日を調整したうえで施工計画書及び工程表を提出する。

ｲ　受注者は、対象期間中、施設管理者等の承諾を得たうえで、モデル工事であることを示す「掲示図（参考様式 2)」を工事現場に設置する。

(3) 対象期間中

ｱ　受注者は、施工計画書に記載した現場閉所（現場休息）日以外の現場閉所又は現場休息（天候の影響による現場閉所（現場休息）及び発注者があらかじめ対象外として明示した内容に該当する現場閉所（現場休息）を含む）を行うときは、現場閉所（現場休息）が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

　この場合の連絡方法は、後日の確認が可能な電子メール等によることを原則とする。

ｲ　工事の一時中止及び対象外とする期間や内容を追加又は変更する必要が生じた場合は、その都度、監督員と受注者で協議するものとする。

ｳ　監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

ｴ　監督員は、現場閉所（現場休息）日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には速やかに対応する

ｵ　監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合は、当該受注者が現場休息となる日の体制について必要な調整を行うものとする。

ｶ　受注者は、週休２日の確保について、下請負人を指導する。

(4) 工事完成時

ｱ　受注者は、現場完成日以降３日以内に、「現場閉所（現場休息）実績報告書（様式 1)」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所（現場休息）の達成状況について発注者の確認を受けるものとする。

ｲ　発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況により、必要に応じてモデル工事の経費等に係る補正係数の変更及び変更契約を行う。

ｳ　現場完成日が工期終期に近く、補正係数の変更による変更契約手続の期間を取れない恐れがある場合には、受注者と発注者の協議により、現場閉所（現場休息）の実績確認日及び当該確認日以降の現場閉所（現場休息）日を協議により決定し、これに基づく変更契約を行うものとする。

（アンケート調査）

第 9 条　発注者は、週休 2 日制モデル工事に係るアンケート調査を行う場合は、受注者に対し協力を依頼する。

（工事成績評定における評価）

第 10 条　現場閉所の達成状況による工事成績評定における加点及び減点は行わない。

（その他）

第 11 条　その他必要な事項は別に定める。

附則　　本要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則　　本要領は、令和 6 年 10 月 1 日以降に公告する工事に適用する。

参考様式１－１（第８条関係）　「入札公告等」

１ 入札対象工事
（ ）その他
本工事は、「狭山市週休２日制モデル工事（営繕工事）」の対象工事である。

参考様式１－２（第８条関係）　「特記仕様書」

１ 週休２日制モデル工事
（ ） 本工事は、「狭山市週休２日制モデル工事（営繕工事）」の対象工事である。
試行の実施は、『狭山市「週休２日制モデル工事」試行要領（営繕工事）』によるものとする。
試行要領は、狭山市公式ホームページで確認のこと。

狭山市公式ホームページ（トップページ＞事業者向け情報＞入札・契約）
https://www.city.sayama.saitama.jp/jigyo/nyusatsu/index.html

参考様式２（第８条関係）　「モデル工事であることの明示」

週休２日制モデル工事

この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、原則〇曜日、〇曜日及び祝日を休工日とするモデル工事です。
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

発注者 狭山市役所
受注者 〇〇◇◇株式会社

※ 工事現場の見やすい場所に適宜設置